

山形市総合教育会議 会議録

- 1 日 時 平成27年5月26日(火)
午後3時30分～午後4時45分
- 2 場 所 山形市役所10階 1002会議室
- 3 出席者 市川昭男市長、金村勲委員長、須賀まり子委員、無着道子委員、
徳永正靱委員、後藤恒裕教育長
(陪 席) 齋藤順治総務部長、岩田雅史企画調整部長、原田実子育て推進部長
(事務局) 江川隆教育部長、高橋勇管理課長

4 内 容

○高橋管理課長

定刻となりましたので、ただ今から、山形市総合教育会議を開催いたします。

初めに、市川昭男山形市長がごあいさつを申し上げます。

○市川市長

一番初めの総合教育会議、私が召集という形になっているようですが、事務局は教育委員会管理課に置くということで進めていただいております。私もこの総合教育会議の趣旨をまだ完全に理解しておりません。ただ、市長と教育委員の方々が互いに意思疎通を図るといのはいいことであろう、と思っております。日頃感じていることは教育委員の方々は学校訪問や会議等、様々精力的になさっていると思いますが、その活動状況が我々市長部局にはわからない。具体的にどんな活動をなさって、学校のほうにどんな課題があつて、それを教育委員会がどのように解決しているか、我々が教育委員の活動内容がわからないということは、学校関係者はわかっているが市民はわかっていない、ということになっているのではないか、と感じております。

首長と教育委員の考えの違いは基本的には無いと思っております。なぜかといいますと、私が教育委員会の方々をご推薦申し上げ、議会の議決同意をもらうという仕組みですので、私の意に反するような方々は教育委員にはなっていないと基本的には思っておりますので、お互いに意思疎通を図るといのは大変良いのではないかと感じております。

文科省で出している Q&A に事前に目を通して来ましたが、わからないところがありました。Q5で、「採択すべき教科書や個別の教職員人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議題として取り上げるべきではありません」といっておりますが、その下に「首長の権限に関わらない事項である、教科書採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、教育委員会が適切と判断して、首長が記載することも考えられます。」ということの繋がりがよくわかりませんでした。そういった私のわからないこと

や、教育委員の方々が市長部局の考え方でわからないこともあろうと思いますので、お互いに意思疎通ということでこの会議の場で語っていただければ、と思います。以上、よろしく願いいたします。

○高橋管理課長

続きまして、金村勲教育委員会委員長よりごあいさつを申し上げます。

○金村委員長

市長さんから先ほどお話ありましたように、本日、新しい教育委員会制度の柱の一つである、総合教育会議を開催いただいたことは、山形市の教育の新たな一步を踏み出す大変意義のあることだと存じ上げます。私は教育委員・委員長を拝命して7年目となります。市長には毎年、教育施策についてご理解いただいております、感謝いたしているところです。今後、この会議において市長と直接協議できることは、その成果を踏まえてさらなる山形市の教育の充実・発展に寄与できるものであり、委員一同一層研鑽を重ねたいと存じます。昨今の教育は不易の部分、すなわち知・徳・体の三位一体の教育理念の推進がややもすれば、いじめ・不登校など従前には考えられなかった事案の対策に追われる傾向にあり、教育現場での問題やとまどいも見られます。子は山形市の宝・財産であり、未来を繋ぐ子の教育に全力投球できる環境を取り戻すことが極めて大事だと考えております。この総合教育会議ではこれまでの教育に対する制度の主体制を維持しつつも、山形市全体の視野で教育について協議できる機会をいただきました。市長には、これまで以上に教育にご理解を頂き、ご指導いただきたく、以上あいさつとさせていただきます。

○高橋管理課長

ありがとうございます。ここで本日のご出席者をご紹介します。

○高橋管理課長

続いて、3 趣旨説明になります。本日の総合教育会議設置等の趣旨につきまして江川教育部長がご説明申し上げます。

○江川教育部長

それでは、趣旨を説明させていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日に施行され、教育委員会制度が変わることになりましたが、その中で特に、義務化されました総合教育会議の設置及び教育に関する大綱の策定の指針についてご説明をさせていただきます。お手元にお配りしております、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）」と題された文部科学省作成のカラーの資料をご覧ください。開いていただいたページにこの度の改正の4つのポイントが記載されてございます。

ポイントの1つ目は教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置であり、ポイントの2つ目は、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化ということが記載となっております。

ポイントの3つ目がすべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置するというので、

ここに総合教育会議の概要を記載してございます。総合教育会議は首長という執行機関と教育委員会という執行機関、二つの機関の協議・調整の場として位置づけられております。会は首長が招集し、構成員は首長と教育委員会、そして協議・調整する事項は、①教育行政の大綱の策定、②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置、と挙げております。今回の設置によりまして、第一点として首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論すること、第二点として、首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたるということが可能になるという考えでございます。次に、記載はございませんが、文科省のこれまでの説明などから申し上げますと、開催回数については、教育行政の大綱の策定について策定する年に何回か開く、また教育の条件整備など重点的に講ずべき施策及び児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について必要があるときに開くということの説明がなされております。ちなみに②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策は教育委員会における重要施策が全て総合教育会議で動くという意味ではなく、その中でも特に首長が教育委員会と協議をしたいと考えるもの、あるいは教育委員会側から特に取り上げて首長側と話をしたいことがあるときに開くものであるという説明がなされております。以上が総合教育会議についての説明でございます。

続きまして、ポイント4をご覧くださいと存じます。ポイント4は教育に関する「大綱」を首長が策定するということでございます。「大綱」とは教育の目標や施策の根本的な方針であり、総合教育会議で首長と教育委員会が協議調整を通じ、首長が策定するとされております。これにより地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確になるということでございます。本日は後ほど山形市の教育に関する大綱の策定に向けてこの総合教育会議で協議をいただくこととなります。その際に大綱策定の趣旨を改めて申し上げたいとおもいます。以上で説明を終わります。

なお、あいさつの中で市長さんからご質問ありました文科省のQ&A5番目の「採択すべき教科書や個別の教職員人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議題として取り上げるべきではありません」という部分は、文科省によりまして、教科書の採択においてA社の教科書を採択すべきとか、教職員の人事においてA先生をB学校に移動すべき、といったように個々人に関することは協議すべきでないということの意味しております。一方で、「教科書採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、教育委員会が適切と判断して、首長が記載することも考えられます」という部分は、どこの教科書を採択するかではなく、教科書を採択する場合の全体的な方針を議論したり、懲戒処分等の基準を全体として協議するなど、そうしたことを禁じるものではないというのが文科省からの説明であります。

○高橋管理課長

それでは、議事・協議に入ります。ここからは市川市長に座長をお務めいただきます。市

川市長、よろしくお願いいたします。

○市川市長

それでは議事に入ります。山形市総合教育会議設置要綱（案）について、説明をお願いします。

○高橋管理課長

それでは、山形市総合教育会議設置要綱（案）についてご説明申し上げます。資料1をご覧ください。第1条では、本要綱の趣旨として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規程に基づき、山形市総合教育会議の設置に関し、必要な事項を定めるものとしております。第2条では、総合教育会議の構成員が市長と教育委員会であるとしております。第3条第1項及び第2項については、総合教育会議は市長が開催日を定め、召集するものとしております。同条第3項では、教育委員会は総合教育会議で協議したい事項があるときは、市長に総合教育会議の招集を求めることができるとしており、同条第4項で、市長及び教育委員会はお互いに総合教育会議における協議・調整の結果を尊重することとしております。次に、第4条では総合教育会議で必要があると認めるときは、関係者または学識経験者の出席を求め、意見を聴くことができるとしております。第5条については、会議は、個人の秘密を保つため必要があると認める場合及び会議の公正が害されるおそれがあると認める場合並びに公益上必要があると認める場合であって、会議で非公開と決定した場合を除き、公開することとしております。第6条では、市長は総合教育会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、公表することとしております。ただし、第5条の規程により非公開とした総合教育会議の議事録については、非公表とすることができる、としております。第7条では、総合教育会議の事務局を教育委員会管理課におくこと、第8条では、この要綱に定めるものほか、総合教育会議の運営等に関し必要な事項は、別に定めるものとしております。

全体としまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に沿ったものとなっております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○市川市長

ただいまの説明に対して、ご意見等ございませんか。

○市川市長

総合教育会議は原則公開とのことだが、公告をするのか。

○江川教育部長

公告をします。

○市川市長

他にはよろしいでしょうか。では、原案通り承認してよろしいでしょうか。

(参加者より「はい」の声あり)

○市川市長

それでは原案通り承認します。施行日はいつからか。

○江川教育部長

本日、平成27年5月26日から施行となります。

○市川市長

次に、山形市の教育に関する大綱の策定について、事務局から説明をお願いします。

○江川教育部長

山形市の教育に関する大綱の策定について、ご説明申し上げます。本日の第1回目の総合教育会議におきましては、大綱について山形市としてどのようなものに作り上げていこうとするのか、首長であります市長と教育委員で構成する教育委員会において意見交換をしていただき策定の考え方などの方向性を導き出していただけたら、と思います。意見交換をしていただく前に、求められる大綱の概要と現在の山形市の教育行政をとりまく状況についてご説明をさせていただきます。お手元の資料2をご覧ください。1 教育委員会制度改革については、さきほどの説明をまとめたものになります。2 教育等の振興に関する大綱についてであります。① 策定の趣旨では、首長が大綱を策定することにより、地域住民の意向を反映させること、また教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的としております。② 概要では、地域の実情に応じた大綱を策定するため、総合教育会議において協議することとされております。③ 大綱の定義及び記載事項では、①としまして、大綱は教育の目標や施策の根本となる方針を定めるものとされており、詳細な取組みまでを盛り込むものではないとされております。②としまして、大綱の期間は、4年ないし5年程度とされております。これは首長の任期が4年であること、政府の教育振興基本計画の期間が5年であることから、その期間を想定しているという考えでございます。③としまして、記載事項につきましては、各地方公共団体の判断にゆだねられてございます。④としまして、地方公共団体が策定する関連計画、山形市では山形市教育基本計画や、山形市第7次総合計画になりますが、これらの計画において教育行政の方針が示されている場合は、当該計画をもって大綱とし、別途大綱を定めないことも可能とされております。これらを踏まえまして、大綱策定にあたり、山形市全体がどのような状況にあるかについて資料2の裏面に4 関連計画の動向について、としてまとめてございますので、ご覧いただきたいと思います。山形市の教育に関する基本的な指針としまして、山形市教育基本計画を教育委員会が平成22年2月に策定しています。一方、関連する計画については、国の教育振興基本計画が平成29年度に終期を迎えること、山形県では平成28年度から第6次山形県教育振興計画案が示され、見直しの実施となること、山形市では、第7次総合計画の第2期経営計画が平成28年度に終期を迎えるなど、見直し時期が来ている状況であります。また現在、将来に向けた検討課題等としまして、現在の山形市教育基本計画の計画目標の達成状況の把握、社会情勢の変化や時代のニーズに合せた見直しなど、様々な課題が浮き彫りとなっております。このように、現在の山形市教育基本計画は策定から5年を経過し、関連する計画の見直し時期が来てい

ること、さらに検討課題なども踏まえまして、現基本計画についても今後見直しの時期を見据えなければならない状況でございます。このような状況におきまして、山形市の教育に関する大綱を策定するにあたりましては、取り巻く環境の変化、検討課題を踏まえて、さらに教育基本計画の見直し時期がいずれ来ることなどから、この度の大綱につきましては、その土台となるものとして捉えていく必要があるのではないかと考えています。資料3には現在の教育基本計画の柱となる部分をまとめていますが、これを踏まえまして、首長である市長の教育施策の考え方、教育委員の属する教育委員会の考え方を意見交換していただき、まずはその方向性を導き出していただき、それらのご意見をもとに事務局において案を策定し、年度内の大綱策定に向けて取り組んで参りたいと考えております。以上、説明とさせていただきます。

○市川市長

先日、県で大綱を策定したという新聞記事を見たが、山形市の大綱と県の大綱とはどのような関係なのか。

○江川教育部長

総合教育会議の設置と大綱の策定は市町村のみならず都道府県各自治体が求められています。県では3月に準備会を開催後、4月に第1回の総合教育会議を開催し、大綱を策定した。

○後藤教育長

各市町村でも大綱を策定しなければならないため、モデルを示すという意味で県は策定を急いだ。

○市川市長

モデルを示すとあったが、市の大綱を策定するにあたり県の大綱のどのような部分が参考になるのか。

○後藤教育長

県では教育行政の指針として第6次教育振興計画を作っているが、それをそのまま大綱とするのではなく、ある程度エッセンスを抽出して大綱を作っているようなので、そういう作り方が一つの手本になると思う。山形市では、教育行政の指針として山形市教育基本計画があり、これまではその計画に沿って進んできたが、大綱も同じで良いのか、関連計画などいろいろなものが変わっていく時期が間もなく来るので、どう変えていくのか、という議論をしていなければいけない。

○金村委員長

方向性についての説明はいただいたが、今回の会議では山形市教育基本計画のどの部分を大綱とするか、など具体的な話までは進まないのか。

○江川教育部長

山形市教育基本計画は、教育委員会として具体的に取り組むべき事項をまとめたものであるが、今回は、それらを含めた大枠として、首長としての大綱策定が求められているの

で、教育基本計画を大綱とすることができるのか、ということも含めてご議論いただければと思う。

○市川市長

山形市教育基本計画は市長部局と打合せをしながら策定をしたものなのか。教育委員会単独で策定したものか。

○後藤教育長

最終的には市政経営会議の場で皆さんに見ていただいで、修正を加えて策定したものである。

○後藤教育長

私は議会の同意を得て市長に教育委員として任命され、その後教育委員会から教育長として任命されたが、一番初めに市長から空き教室の放課後児童クラブへの利用拡充を進めてほしいということと、厳正中立でいなさいという言葉をいただいた。このような市長の政策にかかわるようなことや、教育に対する市長の思いはぜひ大綱に盛り込むべきだと思う。

○金村委員長

大綱に市長の政策や思いを盛り込むことによって、お互いに責任をもって進めようということになり、市長と教育委員会の関係が今までよりさらに一歩進んだものになってくる。

○市川市長

そういう意味では、市長部局と教育委員会で合意した事柄を大綱に盛り込み、意思の確認としてもよい。

○後藤教育長

市長のマニフェストなので、大綱がなくてもこれまでもやってきたが、再確認ということで大綱に盛り込む。

○市川市長

大綱については、私と教育委員の皆様が総合教育会議で協議し策定するとなっているが、私一人だけでなく今ここにいる、総務、企画、子育て等組織全体として考える必要がある。今の教育基本計画は市政経営会議に掛けられて策定されたが、もう一度事務的にどんな不備があるか、他に追加すべきことが無いかなどを教育委員会と市長部局で詰めてもらい、また私は次の市長選には出馬しない旨を表明したため、市長選後必ず新しい市長になるので、新市長の意向も確認し、見直すべきところを協議、最終的には新しい市長のところの確認というステップで行くべきだと私は思う。

○市川市長

教育委員さんからのご意見はありますか。

○徳永委員

現在の教育基本計画の中に市長の思いは入っていないのか。

○市川市長

もちろん入っている。

○須賀委員

先ほどの市長のあいさつにあった、教育委員の動きが見えないという話で、市長が見えないということは市民も見えないということなので、情報の公開の仕方といったことも大綱の中に入れても良いのではないか。ホームページなどで情報公開をしているが、それでもまだ足りないと思う。

○無着委員

具体的な目標や指針などが無く一から大綱の策定をするのは難しいと思う。現状の教育基本計画の課題などを洗い出し、市長部局の方々と一緒に協議し意見を出していただいて策定をしてほしいと思う。

○金村委員長

これまでは教育委員会という一つの機関の中で動いていたという面もあったので、市長や市長部局の部長さん方と同じ会議の場で意見を出し合うというのはとても意義のあることだと思う。この体制を続け、お互い協議を深めていければ良いと思う。

○後藤教育長

山形市教育基本計画を作る際、「山形らしさ」をどのように出したらよいかということに相当考えた。教育委員会会議にもかけてご議論いただき、意見をいただきながら「郷土を誇りに思い いのちが輝く 人づくり」と基本理念を定めた。当たり前のことに見えるが、郷土を誇りに思うということは山形を知らなければならぬということで副読本作りにつながっており、具体的な動きにつながるような形で基本理念が定められている。いのちについては県の5教振を継承しており、万国共通のもので大切にしていこうという考え方である。また、教育は人づくりそのものなので、この基本理念はそういったエッセンスを詰めたものになる。

山形市教育基本計画の非常に大きな特徴として、「知徳体」という順番で普通呼んでいるところを、「徳知体」と「徳」を最初にもってきていることがある。したがって、おもてなしの心などをいかに大切に継承していくかということが一つの山形らしさの継承につながるということで、市民憲章を表紙裏側のページに掲載した。

こういった基本的な考えは、教育委員会が主体となって考えさせていただいて、市長の教育に対する思いや、教育行政で絶対に外してほしくないことを大きい視点でいくつか出していただいて、大綱としてまとめていければと思う。

○市川市長

各部長から意見はありますか。

○齋藤総務部長

大綱にはどのような分野の事柄まで盛り込むことができるのかということを考えていた。例えばハード面の学校施設について、市民が求めている機能と教育委員会が果たすべき役

割はエリアが相当違う。防災であったり社会教育であったりいろんな機能をもっているが、学校現場では教育現場に集中させてくれという声もあるので、一つの大綱の中にどこまで市長の思いを盛り込めるのかと思った。

○市川市長

そういうことも含め、教育委員会と市長部局という違うセクションで協議をすることに意義がある。

○原田子育て推進部長

国では新しい子育て制度の中で特に放課後児童クラブに力を入れて、新たに30万人分の整備計画を進めている。山形市においては学校の余裕教室の活用ということで施策を進めているが、他の自治体を見るとなかなか余裕教室の活用が進んでいないという現状なので、山形市は恵まれている部分もある。今後も放課後児童クラブの学校活用ということもこの会議の中でご協議いただきたい。

○岩田企画調整部長

計画ベースでは教育委員会の基本計画があり、市長部局には経営計画、総合計画がある。今まで独立性をもちながらも染み出している部分もあるので、それぞれ整理をしながら協議をする必要がある。

○江川教育部長

総合教育会議は、国の考え方では原則的に首長部局に事務局を置くべきだが、委任や補助執行させることも出来るということから、教育委員会で事務局を担当している。総合教育会議を開くにあたり、どうしても教育委員会の事務局というスタンスが強くなってしまうので、十分首長の考えなどを受け止めた事務局として機能できるのか、という思いがあったが、首長部局、関連する部局とやりとりをしながら進めるのが重要である、という話があったので、そうしたことも大切にしていきたい。

○市川市長

大体結論が出たと思うが、よろしいか。

○江川教育部長

現在の教育基本計画を基本としながら、市長部局と協議をし、また新市長の意向を伺いながら作成をしていきたい。

○高橋管理課長

大変有意義な意見交換をしていただき、ありがとうございました。以上をもちまして山形市総合教育会議を終了いたします。